

## アトピー性皮膚炎

### アトピー性皮膚炎の治療方法

アトピー性皮膚炎は、かゆみを伴う慢性の皮膚炎（湿疹）です。その根本には皮膚の乾燥とバリアー機能異常があり、そこにさまざまな刺激やアレルギー反応が加わって皮膚炎が生じると考えられています。

アトピー性皮膚炎治療の中心はステロイド外用薬（塗り薬）です。1990年代「ステロイド外用薬は怖い薬」という誤解が生じた時期がありました。マスコミや一部の医師による無責任なステロイド批判、医薬品の問題点を強調し人々の恐怖心を煽ることでアトピービジネスを行う民間療法業者もいました。ステロイド内服薬（飲み薬）による全身的な副作用と混同して、恐がったり、急に塗布を中止したことによる症状の悪化をすべて副作用であると混同したりして、ステロイド外用薬は使いたくないと話す患者さんもいます。しかし、恐がってきちんと塗らないと十分に炎症を抑えられず、かえって使用期間や使用量が増えてしまいます。

### 正しい使用法とスキンケアが大切

ステロイド外用薬の使用法は、1日2回薄く塗ることが原則です。人指し指の先端から第1関節まで

チューブから押し出した量（約0.5g）が、成人の手の平2枚分の面積に塗れる量の目安です。

また、皮膚を清潔に保つため、入浴やシャワー

をし、刺激の少ない弱酸性の石鹸で軽く洗います。それに加えて、保湿剤の中から使用感のよいものを選んで1日2回塗ります。

炎症を抑えると共にスキンケアをきちんと行うことがアトピー性皮膚炎治療にはとても有効です。かゆみを少しでも和らげる内服薬で引っかきによる悪化を防ぐのも効果的です。

### 不安がある時は専門医に診てもらいましょう

ステロイド外用薬の強さには段階があり、顔や体など塗る部位により使い分ける必要があります。また、ステロイド外用薬で改善が乏しいような重症のアトピー性皮膚炎の人には、他の軟膏や皮下注射の薬も登場しています。疑問や不安がある際は、アトピー性皮膚炎に精通した皮膚科専門医のもとで治療を受けるようにしてください。

（救急科・内科 中西 丈比佐）



【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111

## 防災ねっと

### 風水害に備えましょう!!



台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらしますが、警報などの防災気象情報を利用することで、被害を軽減することができます。テレビやラジオなどの気象情報に十分注意し、台風や大雨の危険が近づいているという気象情報を見聞きしたら、災害への備えをもう一度確認しましょう。

#### ◆建物の外の備え

- 窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強しましょう。
- 側溝や排水口は掃除して水はけを良くしましょう。
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないよう固定したり、

建物の中へ格納しましょう。

※大雨が降る前、風が強くなる前に行いましょう。

#### ◆避難場所の確認など

- 避難場所に指定されている場所への避難経路を確認しましょう。
- 普段から家族で避難場所や連絡方法などを話し合いましょう。
- 避難するときは、持ち物を最小限にして、両手が使えるようにしましょう。
- 避難が困難な場合は建物の2階か、安全な部屋・場所へ避難しましょう。

#### 【問い合わせ】

総合危機管理課

☎ 22-9640 FAX 24-0444

## 伊賀警察署だより



### 不法就労防止

日本を訪れる外国人は増加しており、伊賀市でも多くの外国人が働いています。

しかし、就労資格のない人や在留期間が経過した人を雇い入れ、働かせると、不法就労となります。雇用主も処罰の対象となるので、注意してください。

不法就労防止のために、外国人を雇用する際には、在留カードの次のことをしっかりと確認しましょう。

**在留期間  
就労制限の有無  
資格外活動許可欄の記載の有無**

雇用主のみなさんは、外国人の在留に関する知識をしっかりと身に付け、適正な雇い入れに努めましょう。

#### 【問い合わせ】

伊賀警察署 ☎ 21-0110  
名張警察署 ☎ 62-0110

## 伊賀線だより



### 比土駅で「忍者かかし」を発見！

昨年4月から公有民営化により市と伊賀鉄道株式会社で運営している伊賀線は、市民の皆さんの活動により支えられています。

比土駅のホームには、4月から「忍者かかし」が登場しました。これは比土の「ふる里会」の皆さんが制作されたもので、車窓からも見ることができます。

また、「伊賀鉄道の駅舎を考える会」は、駅舎の修繕や花壇づくり、花植えなどの美化活動、「依那古更生保護女性の会」は、駅および駅周辺の清掃や、学生など乗客の方々への非行防止の声掛けなどに取り組まれています。

沿線地域をはじめ、市民の皆さんでマイレール意識を醸成し、伊賀線の積極的な利用・活用をしていきましょう。



【問い合わせ】 交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9852  
伊賀鉄道総務企画課 ☎ 21-0863

## 明日に向かって ~差別をなくしていくために~

人権について考えるコラムです。

### 笑いに潜む差別

### —財務部収税課—

昨年末のお笑い番組で、芸能人が顔を黒く塗り1980年代の映画のキャラクターに扮して登場したことに対し「黒人差別ではないか」と物議を醸しました。その映画と俳優が大好きだった私は、とても懐かしく、雰囲気も似ていると大爆笑しました。

しかし、これは差別ではないかとの声が上がリ、表現の自由なのか、それとも差別に当たるのかと議論に発展しました。

このニュースを見て、なぜ自分にこの視点があったのかと反省すると共に、お笑いで表現することはなんと難しいものなのかと改めて考えさせられました。テレビ局側はあくまでものまねで差別ではないとしています。差別の意図はなくても長年差別に苦しんできた人々にしてみれば、その表現を見ることで嫌な気持ちになるように思います。

視聴者全員が真似されているキャラクターを知っている訳ではないですし、ただ日本人とは明らかに違う容貌の人を笑っているようにも見えます。当然非難されるでしょうし、今後は表現を変えていく必要があるでしょう。

一方で、笑いの表現というのもさまざまで、身体的特徴を誇張した言葉で笑いが起きることもあります。その表現で笑いが生まれるというのはやはり心の中に人を見下して笑うという人権とは真逆の思考が潜んでいるのではないのでしょうか。毒のある笑い、というのも笑いの一種ではあるのですが、相手の身になって考えてみれば差別が見えてくることもあると思います。

日常生活の中での何気ない会話や行動についても、相手の立場に立つことや人権の視点に立つことを意識していく必要があるのではないのでしょうか。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ